

## 責任ある素材生産事業体認証制度申請細則

(趣旨)

第1条 本細則は、責任ある素材生産事業体認証制度規程（以下、規程という）第14条第1項及び同条第3項の規定に基づき、認証評価の申請に関し、必要な事項を定める。

(申請方法)

第2条 規程第14条第1項で提出を要する申請書類は次表の通りとする。なお、ここで過去1年間の素材生産事業とは、申請の日からその直前の3月末日までの間のいずれかの日から遡って1年の間に実施中であった素材生産事業全てを指すものとする。

事業体について	①受審申請書（別紙様式1） ②事業体概要（別紙様式2） ③過去1年間の素材生産事業概要（別紙様式3）
過去1年間の素材生産事業現場全てについて	①「ガイドライン」でいう伐採更新計画（森林収穫プラン） ②「ガイドライン」の事前チェックシートまたはこれと同等の内容をもつもの ③「ガイドライン」の事後チェックシートまたはこれと同等の内容をもつもの ④伐採届及び受理通知 ⑤保安林の場合、保安林伐採許可

(申請時期)

第3条 申請は毎年6月の1ヵ月間に受け付ける。  
2 前項で受け付けた申請の受理を審議する委員会を、7月に開催する。  
3 委員会は、7月末日までに受審事業体に

申請の受理・不受理を通知する。

(受審料及び登録料納入)

第4条 申請が受理された受審事業体は、受理通知から10日以内に受審料を委員会に納めなければならない。

2 受審料の額は次表の通りとする。

事業体の過去1年間の直営素材生産量	受審料
15千m <sup>3</sup> 以下	40千円
15千m <sup>3</sup> 超	上記額に15千m <sup>3</sup> を超える分10千m <sup>3</sup> 毎に10千円を加算した額

第5条 受審の結果、規程第17条2項に基づき認証を授与された事業体は、規程第18条に定められた認証の有効期間内につき、1年当たり30千円の登録料を委員会に納めなければならない。ただし、初年度及び翌年度の登録料については受審料とともに一括して納めることとし、その後、認証が授与されなかった場合には2年分の登録料を返金するものとする。3年度目の登録料については、当該年度4月に納めることとする。

(改正)

第6条 本細則の改正は委員会が行う。

附則

1 本細則は、平成25年3月18日から施行する。  
2 認証制度発足初年度の素材生産事業現場に関わる申請書類は、第2条の規定にかかわらず、過去半年間の全ての現場のものとする。

3 認証制度発足初年度の申請時期は、第 3 条の規定にかかわらず、12 月末日まで申請を受け付け、申請受理を審議する委員会を 1 月に開催し、その結果を 1 月末までに受審事業体に通知するものとする。

附則（平成 29 年 3 月 13 日改正）

1 本細則は、規程が改正された日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附則（平成 31 年 3 月 11 日改正）

1 本細則は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附則（令和 3 年 8 月 5 日改正）

1 本細則は、令和 3 年 8 月 6 日から適用する。

様式 1 受審申請書

様式 2 事業体概要

様式 3 過去 1 年間の素材生産事業概要